シンポジウム 8.18 14:30-17:00

独立行政法人化問題は何をもたらすか?

研究機関・医療の現場から

パネリスト

飯塚 徹氏 (国公労連行革対策部次長)

堀 靖人氏 (農林水産省森林総合研究所九州支所研究員)

淀 房子氏 (全医労中央執行委員)

司会

木崎 安和氏 (熊本大学法学部)



飯塚徹氏

まず大枠として行革全体の中における独法化問題のこれまでの位置付けが説明された。行政の簡素化効率化および内閣機能強化を目指す省庁改革の中心にあるのが独法化であり橋本内閣6大改革の中で生き残っている唯一の項目でありすでに59の法人化が確定していることが報告された。

続いて独法化が抱える問題点が 指摘された。主務大臣の権限がこれまで以上に強化されること 公務 員の身分保障を外すのが狙いなの で国に雇われていない国家公務 員」が新たに出現すること 活動内 容の公表によるスリム化、労使関係 を踏みにじる主務省庁の介入によって省が求める研究を無理に押し 付ける可能性など。

最後に 医療・教育に国が責任を 持ち続ける」必要性が強調された。



淀 房子氏

厚生省が進めている国立病院・療養所の再編計画によると 200 4年度までに合計86院が廃止され、残る施設も2007年度に独法化される。2000年7月現在、既に37施設の廃止が実施されており、この動きが自治体病院にも及ぶことは必至である。これは、同省の地域医療切り捨て方針の表明に他ならない。

これに対し、全医労では組織拡大運動とともに、地域住民による国立 病院を残す会」を組織し地域医療に対する住民の理解を深めつつ、署名による抗議運動を実施している。しかし、厚生省は、この反対運動の盛り上がりに対して 立ち枯れ作戦」を強行している。

今後独法化が予想される国立大学においても、大学内部での運動に留まらず、 地域の中にある大学」としての改革を実現するべきであり、独法化のみに焦点を合わせることは望ましくない。

独法化が実施されたとしても医療と教育に対する国の責任を問い続けることが必要である。



森林総合研究所はわが国唯一の林業系国立研究機関ということで、これまで長期にわたり多くの研究成果を発表し、また人材の育成などにも勤めてきた。

2001年からの独法化による問題点としては、組織トップの理事長が大臣任命になることや、目標や評価に外部の圧力が相当影響することが予想されること、また体制準備委員会の非透明さや今だ理事長も未定であることなど移行プロセスが不明であることなどの問題点が指摘された。







野原心答

森林総合研究所の90%を超える組織率の理由、その高い組織率を背景とした同所における独法化への対処、全医労の町内会への署名依頼方法、労働協約と組合組織率の関係、企業会計原則の実態、独法化による労働協約締結権回復の意味などに関して、活発な情報・意見交換が行われた。

8月18日 18:30